

# 企画提案競技実施要領

## 1 目的

ともに支え合う地域のつながり創出事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 ともに支え合う地域のつながり創出事業業務委託
- (2) 契約期間 契約の日から令和9年3月24日まで
- (3) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託金額 8,550,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 支払方法 精算払

※委託金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

## 3 実施方法

企画提案書及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式（プロポーザル方式）とする。

## 4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国または地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

## 5 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県庁ホームページにより公示

## 6 スケジュール（予定）

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 実施公告         | 令和8年4月30日（木）   |
| (2) 質問締切         | 令和8年5月11日（月）   |
| (3) 企画提案競技参加申込締切 | 令和8年5月15日（金）   |
| (4) 企画提案書提出期限    | 令和8年5月20日（水）   |
| (5) プレゼンテーション    | 令和8年5月25日（月）   |
| (6) 審査結果通知       | 令和8年5月28日（木）以降 |

## 7 企画提案競技に係る質問

企画提案競技について質問がある場合は、質問票（様式1号）を提出すること。

- (1) 提出先 下記17を参照
- (2) 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール  
※送信後、電話にて受信の確認を行うこと。
- (4) 問い合わせの内容及び回答 軽微なものを除き、県庁HPにて公表する。（質問者名は公表しない。）

## 8 企画提案競技の参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書」（様式2号）を提出すること。

- (1) 提出先 下記17を参照
- (2) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール  
※送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書

A4判の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に基づき企画案を提案すること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。

#### ② 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。様式は任意とする。

③ 誓約書（様式3号）

④ 団体概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

⑤ 業務実施体制（職員配置等）及び業務実施スケジュールに関する資料  
提案した内容の実施体制や実施時期、準備期間等が分かる資料を添付すること。

⑥ 過去の類似業務実績に関する資料

特に本事業と関連を有する特徴的・効果的な事業実績について、その概要が分かる資料があれば、添付すること。

(2) 提出先 下記17を参照

(3) 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 電子メール

(5) 参加資格確認結果について

県から参加資格確認の結果及び「10 プレゼンテーション」に関する日時等を令和8年5月21日（木）頃に通知する。

## 10 プレゼンテーション

(1) 日時

令和8年5月25日（月）

(2) 場所

宮崎県庁防災庁舎 2階 プレスルーム（予定）  
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

(3) 出席者

3名まで（担当者、もしくは責任者は必ず出席すること。）

(4) 実施時間

30分（説明20分以内、質疑応答10分以内）

(5) 機器の準備

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは県で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。なお、紙媒体のみの実施も可とする。

(6) 内容

「11 審査項目等」に基づき、提案者のアピールポイントや企画提案書では表現しきれないポイント等について説明すること。ただし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

※参加者数により日時・場所は変更する場合がある。

## 11 審査項目等

審査内容、配点等については別紙のとおり。

### 【審査方法】

(1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。

- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点×6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 240 点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準】**

5	4	3	2	1
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案

**12 選定結果の通知**

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、令和 8 年 5 月 28 日（木）以降に電子メール及び書面で通知する。

**13 契約について**

- (1) 受託候補者と業務委託に関する詳細について協議の上、受託候補者から見積書を徴取し地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

**14 契約保証金**

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

**15 企画提案の無効**

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

**16 その他**

- (1) 企画提案競技及び契約の履行において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 本委託業務の企画提案及び契約手続きに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。

- (5) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）による。

## 17 問合せ先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 近藤、稲嶺、岡野  
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電 話：0985-44-2660 FAX：0985-26-7326  
E-mail：[fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp)